

第1章 景観形成の基本的事項

1. 景観形成の基本的考え方

(1) 景観づくりの意義

① 景観づくりがもたらすもの

近年、人々の生活環境に対する意識は、「ゆとり」や「うるおい」など、「心の豊かさ」を求めるものへと変化しており、この「心の豊かさ」を実感させる不可欠な要素として、「優れた景観」が重要視されるようになりました。

景観は、地域の歴史や文化の積み重ねが目に見える形となって表れたものです。その町が古くからの漁業の町であれば、その産業を支えた街並みや施設が残り、漁を行うために必要な独特の生活習慣も残ります。

そのような独自性を持った、地域の歴史や文化を活かしながら景観づくりを進めることで、住民が郷土を今まで以上に意識し、「地域への愛着、誇り」をより強く持つことにつながります。

そして、景観づくりの結果として生まれる良好な景観は、そこに暮らす人々にゆとりや潤いをもたらすとともに、生き生きとした快適な生活を可能にします。そのような住民の暮らしのあり様や「地域への愛着、誇り」は、外部の人からはその地域の魅力として映り、多くの人々を引き寄せられるようになります。

このように、景観づくりを行うことが地域の活力に結びついていきます。



広々とした一面の菜の花畑



地域を特徴づける岩木山への眺望



地域の「誇り」の歴史的景観



中心市街地の賑わいの景観

②景観づくりにおける行政と住民等の役割

景観はその構成要素の大部分が民間の建物や土地利用であり、そのような私的空間も景観形成上の重要な役割を担っていることから、景観づくりは行政と住民がうまく役割を担いながら、共に参加することが重要です。

a. 行政が担う役割

ア. 景観づくりのための環境づくり

景観づくりにおいて、行政が果たすべき役割は大きく2つあります。1つは景観づくりを実行するための環境づくりとも言えるものです。それらの仕事としては以下のような項目があります。

○景観づくりの制度の整備

条例などの法的な位置づけを設定したり、景観づくりを進めるための計画、方針、ガイドラインなどを検討することが挙げられます。

○人材育成

地域の景観づくりを自分達の手で行うことができる人材、行政といっしょになって取り組むことができる人材を育成すること、住民や事業者等に対する景観づくりについての啓発を図っていくことは行政の役割として重要です。

イ. 公共事業による景観づくり

また、行政が果たすべきもう一つの役割として、公共事業による景観づくりがあります。

公共事業は建物整備だけでなく、道路や公園、河川、港湾など多岐にわたります。大規模な施設も多く、景観に与える影響も大きいと言えます。これらの事業を地域の景観づくりの方針に沿ったものとして整備していくことは行政の重要な役割です。

b. 住民・事業者等が担う役割

地域の景観づくりの主役は、その地域で日々の生活、経済活動を行っている住民・事業者等です。景観づくりの主役である住民・事業者等が景観づくりの中で果たす役割には、以下のような項目があります。

ア. 民間施設整備による景観づくり

市街地においては、住民・事業者等がつくる住宅からビルや工場、農業・漁業施設などが景観の大部分を作っています。これらが地域の良好な景観をつくっていくよう配慮することは住民・事業者の重要な役割です。

イ. 住民活動などによる景観づくり

住宅の周囲や事業所の緑化による美しさや潤いの演出、地域の清掃や公園、街路樹の管理などの美化運動など、住民・事業者等が行う活動は地域の景観をつくっていく上で重要な役割を果たしています。

③行政と住民・事業者等が共に行うこと

景観づくりには、行政と住民が一緒に行うべき項目があります。

○景観づくりに関する計画の立案

地域全体が協力して景観づくりを行うためには、できるだけ多くの関係者が納得する計画が必要です。そのためには行政・住民・事業者等が一緒になって計画づくりに関わり、それぞれの立場で可能な役割を果たしていくことが重要です。

○景観づくりに関する啓発等

景観づくりを進めるためには、行政、住民・事業者等を問わず、景観づくりに関する関心を高め、知識を深めていかなければなりません。そのためのイベントや研修などを行政、住民・事業者等が共に進めることが重要です。

(2) 景観づくりとは

①「景観づくり」の考え方

景観は行政が何か事業を行ったり、法令・計画・基準を作ったりするだけでは、完成しません。事業をやっている人、地域に住んでいる人、場合によっては地域に観光でやってきた人たちまで関係して、作っていくものなのです。また、地域の地形や自然、日々作られていく施設、日々の産業による活動、地域の歴史や文化、季節の移り変わりなど、地域のすべてが関わってくると言っても過言ではありません。このような多様な要素が関係してくるからこそ、様々な魅力あふれる景観づくりが可能なのです。

景観づくりには以上のような側面があります。以下に景観づくりに関係する多様な要素について解説します。

②景観を捉えるための基礎知識

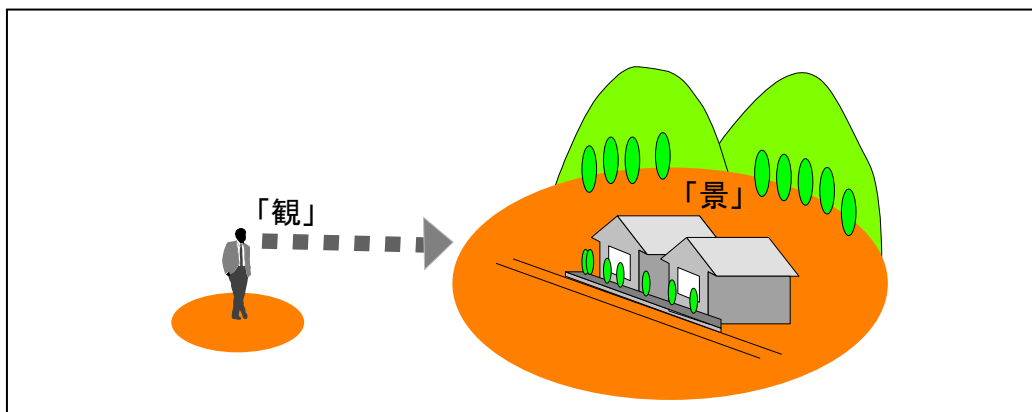
ここでは、景観を捉えるための基礎知識として必要な事項を以下に示します。

a. 景観とは

景観とは単に物理的なものの眺めだけではありません。景観が成立するためには、「人が見る」ということが必要です。つまり、物理的なものの眺め（＝景）を人間が感じる（＝観）によって成立します。

良好な景観とは単に「きれいな物理的な眺め」ではなく、見る人が「良好と感じる眺め」であることが必要なのです。大自然の眺望の中にいかに優れたデザインの建築物が建っていても、見るものが大自然のみの眺望を望んでいれば、その建築物は良好な景観を阻害する要因となるのです。景観とは物理的な眺めと見る側の相互の関係で成り立っていることに留意する必要があります。

■図一 「景」「観」の説明図



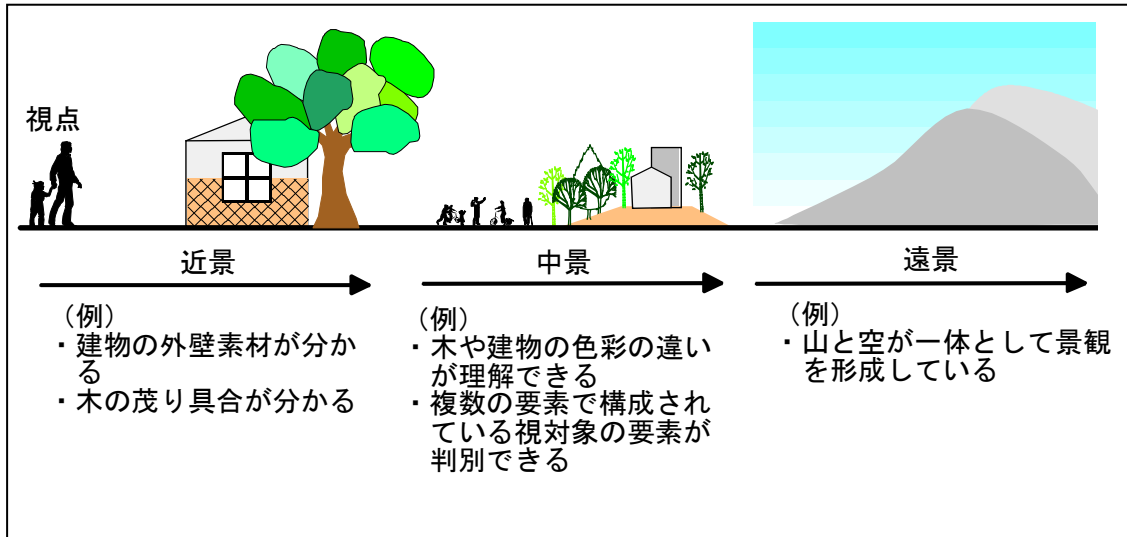
b. 景観の捉え方

視点（人間）と視対象（見る対象）の関係をふまえ景観の捉え方を示します。

ア. 近景・中景・遠景

視点を固定させ視対象の変化を区別して景観を捉えると、近景・中景・遠景に区別することができます。これは決して、距離的な区別ではなく、その景観の質による区別です。

■図一近景・中景・遠景の説明図



○近景 〔概ね0～500m程度（次頁図参照）〕

近景は、場合によっては、視認できる範囲が視対象の一部となり、視対象の素材や表面の仕上げを理解することができ、構成要素の動きなどを理解することができる程度の景観です。

例としては、木々の葉の茂り具合や桜の咲き具合まで確かめられる状態であり、建物であれば、その建物の外装の種類までも理解できる状態といえます。

○中景 〔概ね500m～3000m程度（次頁図参照）〕

中景は、視野に視対象のみをとらえることができる距離で、視対象自体に明暗や色彩の違いを認識することができ、視対象自体の形や動きや構成要素の配置などを理解できる程度の景観です。

例としては、重なり合う山々の山肌の違いや植生の違いによる色彩の違いや、複数の建物の壁面や屋根の形態や色などにより構成された街並みなどがこれに該当します。

○遠景 〔概ね3000m程度～（次頁図参照）〕

遠景は、視対象と背景が一体となって見える景観で、視対象のみを取り出すことが難しい景観です。視対象と背景とのコントラストや視対象のアウトラインによって構成される景観です。例としては、遠く離れた山並みやビル群への景観があります。これらの景観では、空と山やビル群が明暗のコントラストによって区別され、山の稜線やビル群のシルエットが形作るラインが明確な形態と意識されます。

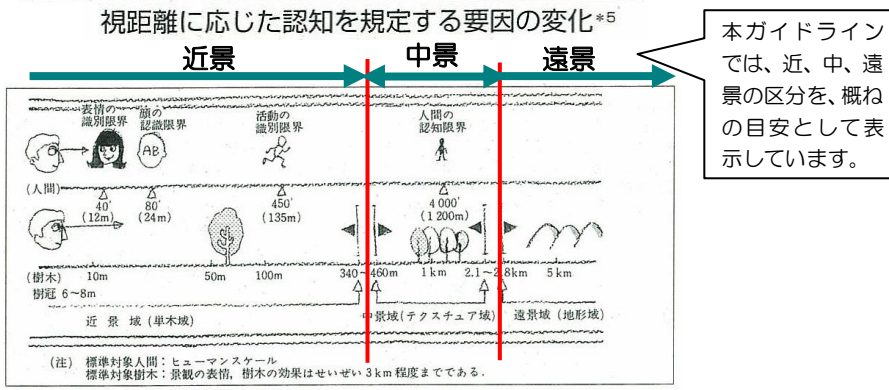
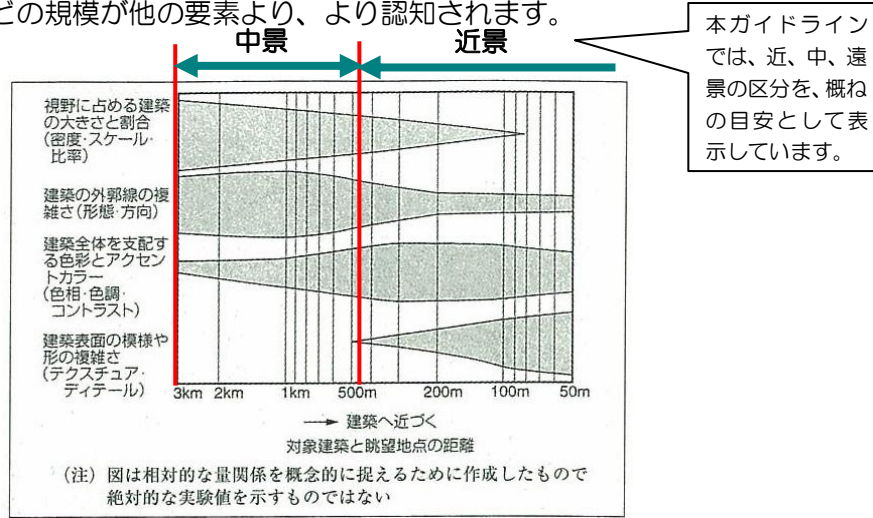
第1章 景観形成の基本的事項

■表一景観の種類と景観の構成要素の関係する度合い

景観の構成要素		景観の種類と景観の構成要素の関係する度合い		
		近景	中景	遠景
創造する景観の構成要素	配置＝敷地の設定	△	○	○
	規模	△	○	○
	形態	○	○	○
	意匠	○	○	△
	色彩	○	○	△
	材質	○	△	△

【参考】

視距離に応じて、景観における景観要素の認知の内容が異なります。(下図参照) 視点から近い場合、建築物の外壁の模様や素材、ディテール、色彩が他に比べ認知されます。一方、視点場から離れるに従い、建築物等の大きさや全体のフォルムなどの規模が他の要素より、より認知されます。



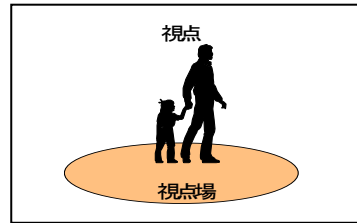
景観における視距離の分割*6 図 視距離に応じた景観に関する認知内容

図出典) 上:「風景と建築の調和技術(上)」(1979 進士五十八、麻生恵 国立公園 356)
下:「土木学会編 新体系土木工学 59 土木景観計画」(1994 篠原修 技法堂出版)

イ. 視点場と眺望

○視点と視点場

視点場とは視点が位置する場所のことです。視点は景観を見る人間自体であり、視点場は視点である人間が位置する場所を指します。



○とどまった視点場と移動する視点場

この視点場には、展望台のように固定したものもあれば、車両などの移動するものもあります。

○焦点を持つ眺望と周囲に広がる眺望

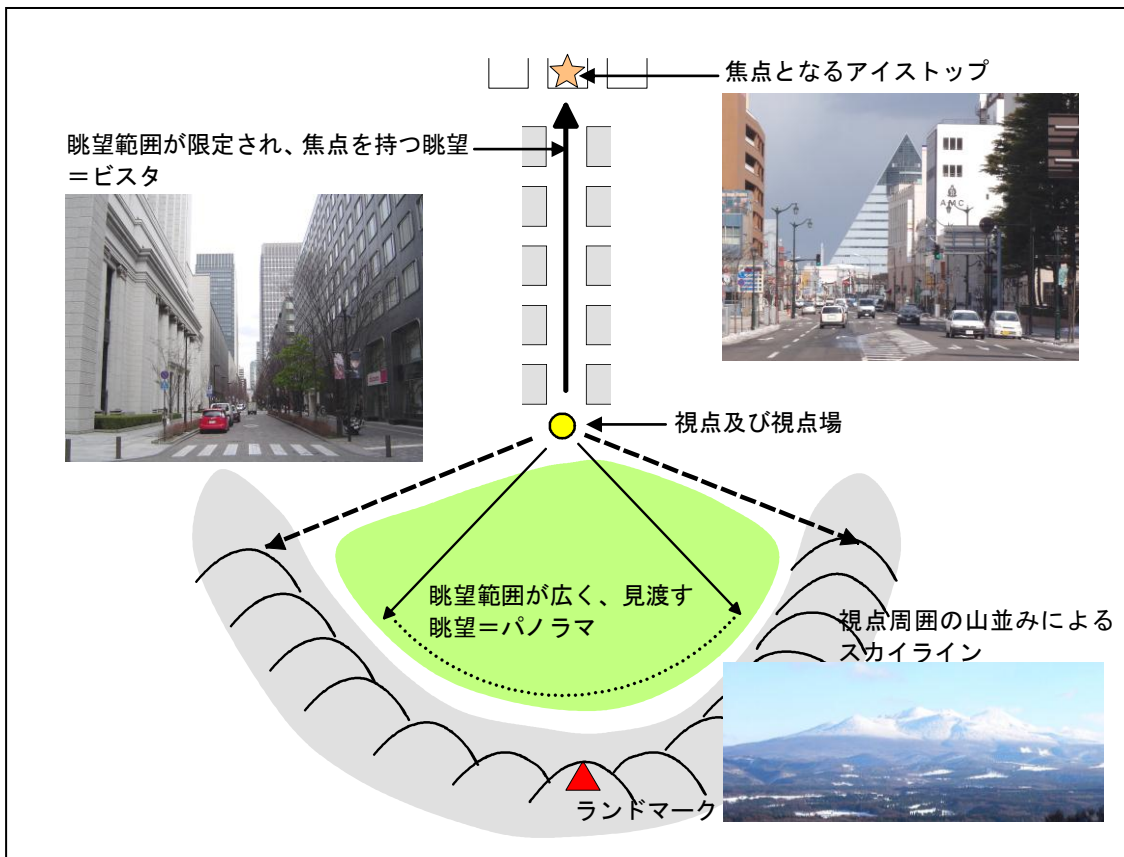
眺望には、狭い範囲に眺望が限定され、焦点を持つ眺望＝「ビスタ」と、広い範囲を見渡す眺望＝「パノラマ」があります。

「ビスタ」の例としては、両側を山に挟まれた谷間の眺望や、沿道に建物が立ち並んだ道路に沿った眺望があります。

「パノラマ」の例としては、山の上の展望台から周囲の農地や市街地を見渡す眺望などがあげられます。

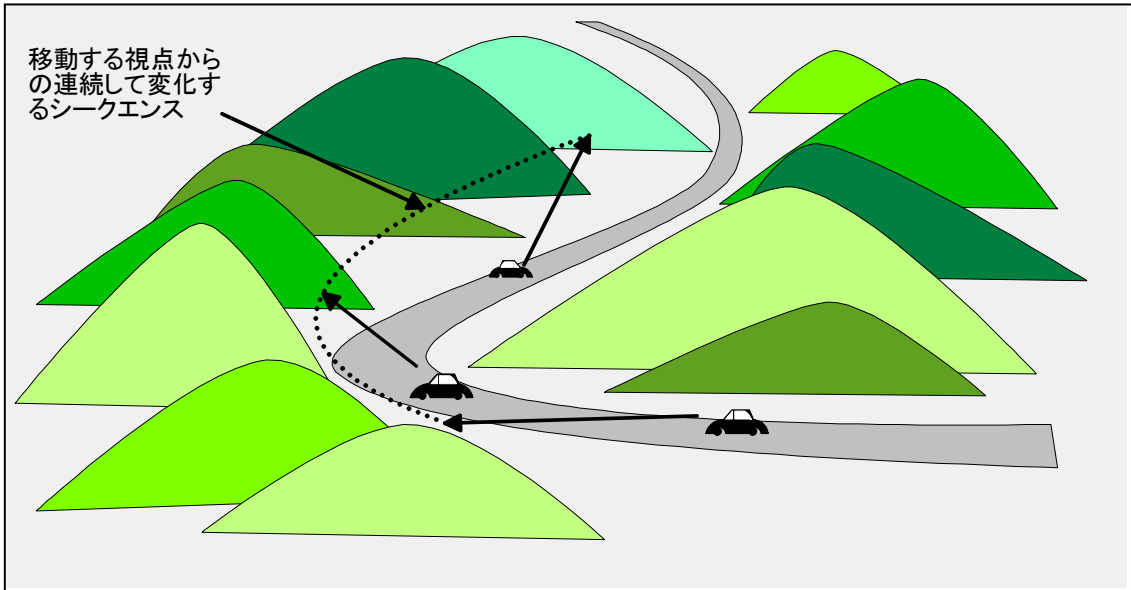
○眺望の中で人目を引く要素と眺望の中で景観的特性を表す要素

積極的に人目を引くような要素、もしくは人工的に人目を引くようデザインされた要素を「アイストップ」といいます。また、「ビスタ」「パノラマ」を問わず、山体や周辺より高い建築物など、広い範囲から見ることができ、人目を引く要素を「ランドマーク」といいます。



○移動する視点場からの眺望

移動する視点からの眺望は連続して変化する眺めであり、このような眺望を「シークエンス」と言います。

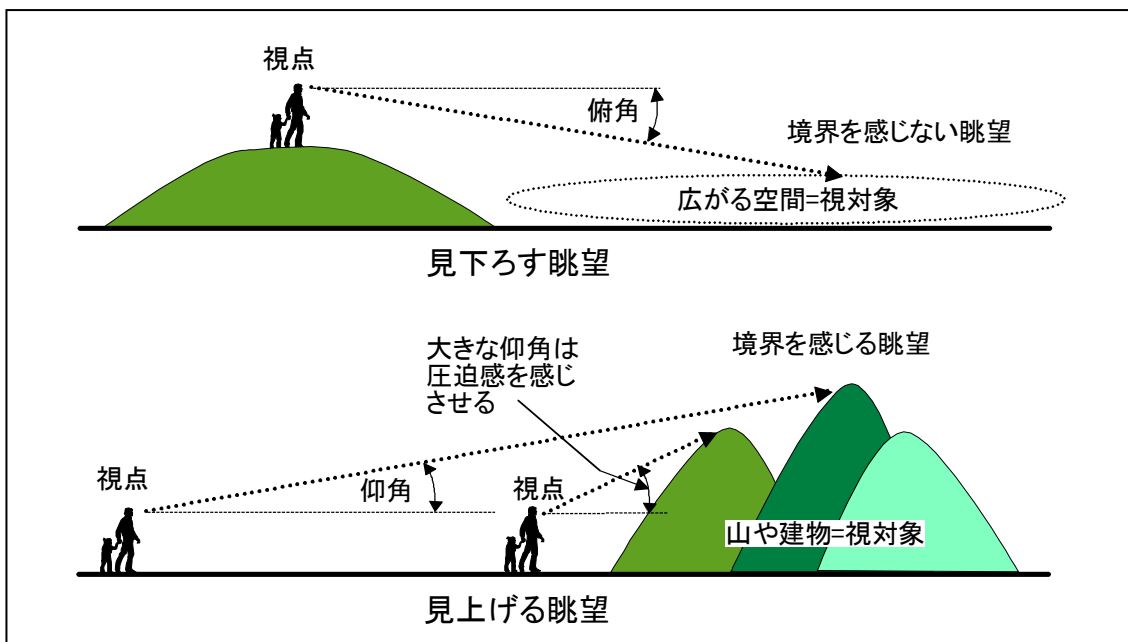


ウ. 「見下ろす」眺望と「見上げる」眺望

眺望には上から下へ「見下ろす」眺めと、下から上へ「見上げる」眺めがあります。

一般的に「見下ろす」眺めには、眺める範囲の境界が不明瞭で区切ることが難しいという特徴があり、空間の広がり強く認識することができます。

「見上げる」眺めには、背景となる空と対象物により明瞭な眺める範囲の境界が認識され、区切られた空間や眺望の対象物を強く認識することになります。また、見上げる景観にはある程度以上の「見上げる」眺めには圧迫感を感じるようになります。



c. 景観の構成要素

景観はいくつかの要素によって構成されています。その要素は景観の捉え方によって異なってきます。ここでは、「景観構成要素」、「景観構成要素を保全・整序していくことによる景観づくり」、「心の中に残っていく景観を構成する要素」についてそれぞれ説明します。

ア. 景観構成要素

○構成要素の種類

新たに施設整備を行って、景観づくりを進める場合、まず以下のような順序で景観の検討を行うことが一般的です。

配置

建築物の建築や工作物の建設、物件の集積などの行為の内容に応じて、「配置」＝「敷地の設定」を検討します。このことには単に景観的な面だけではなく、施設の機能に応じた敷地の選択も含めて行われます。

規模

定められた敷地の位置で、行為の高さや幅などの「規模」について周囲の景観と調和を検討します。

形態

配置及び規模が定まった後、さらに景観との調和を図るポイントとして、建物を一体的なものとするか、分棟化した建物にするかなどを含めた建物の全体の「形態」について検討します。

意匠

定められた形態の中での景観の質を向上させるため、屋根や壁面などの各部分のデザイン、付属物の配置、夜間の照明を含めた「意匠」を検討し、景観的調和を図ります。

色彩
材質

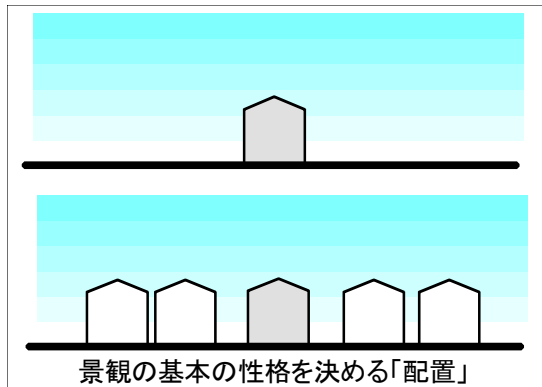
「色彩」や「材質」については、定められた形態の中で景観の質を向上させるため、意匠と同時に検討することが望まれます。隣接する街並みや周囲の環境などの色彩や材質との関係、行為地内での各部の色彩や材質の関係、地域の伝統的な色彩や材質の利用が可能かなどの検討を行います。

○構成要素の説明

上記の流れに記された景観の構成要素の内容を以下に説明します。

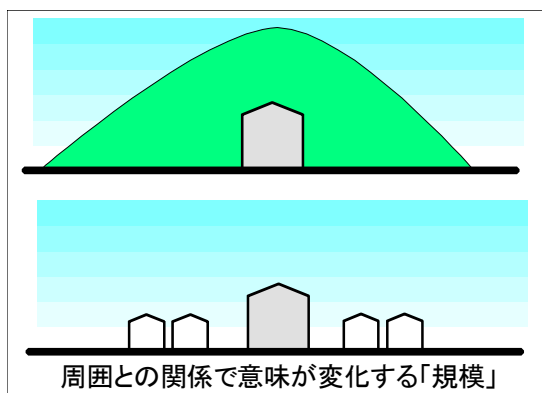
配置＝敷地の設定

敷地の設定は、どこに人工物を設置するかということであり、中景、遠景で重要な構成要素です。景観の基本を決定する要素です。



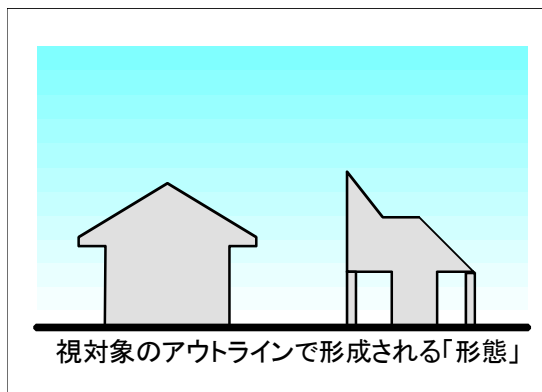
規模

規模は、背景となる要素や周囲の要素との比較により意味を持ちます。基本的に中景、遠景で重要な構成要素で、周囲や背景と比較して十分大きければ、視線が集中します。



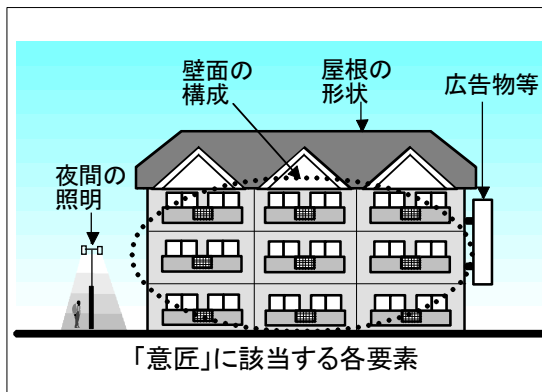
形態

形態は、視対象のアウトラインによって形成されます。近景、中景、遠景で重要な構成要素で、周囲や背景と大きく異なった形態を持つと、周囲から際立った景観要素となります。



意匠

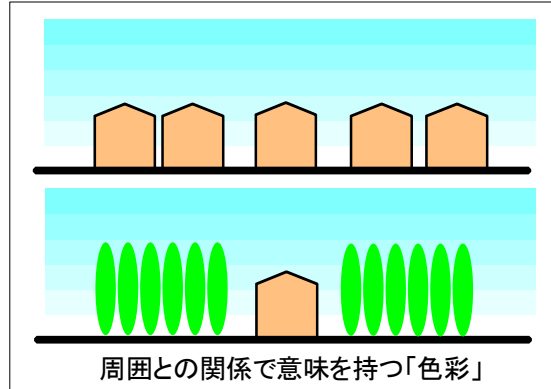
意匠は、文化や歴史などを感じさせたり、視対象の機能を表現する要素となります。近景、中景で重要な構成要素で、意匠には、屋根の形状や、壁面の構成、広告などの付属物なども含まれます。また、夜間の照明も意匠に含まれます。



色彩

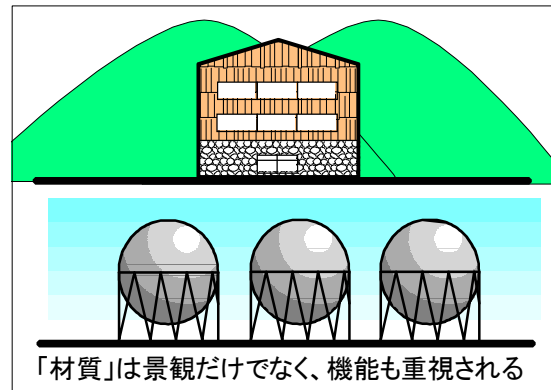
色彩は、視対象の周囲と区別したり、周囲との調和をもたらす機能や、美しさや、賑わいを演出する機能を持ち、近景、中景で重要な構成要素です。

色彩は、マンセル表色系（本頁下参照）により、数値で表現できます。



材質

視対象が、どのような素材でできているかによって、周囲との調和が図られたり、逆に損なわれたりします。また、材質によって美しさを表現することもでき、近景で重要な構成要素です。



【参考】マンセル表色系

マンセル表色系は色の3属性に基づいた色彩を表現する体系です。3属性とは色相、明度、彩度です。

◆色相

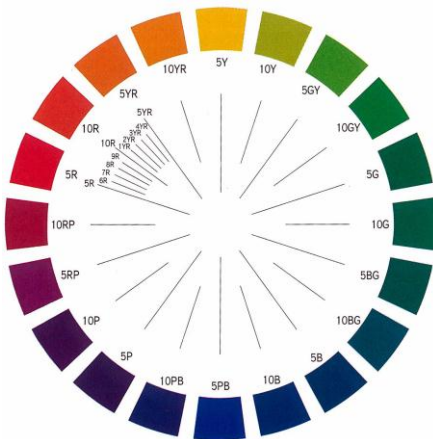
色の種類を示すものです。マンセル表色系では、これを基本となる以下の5色(赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P))と中間の5色(黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP))の合計10色に分割して表示します。

◆明度

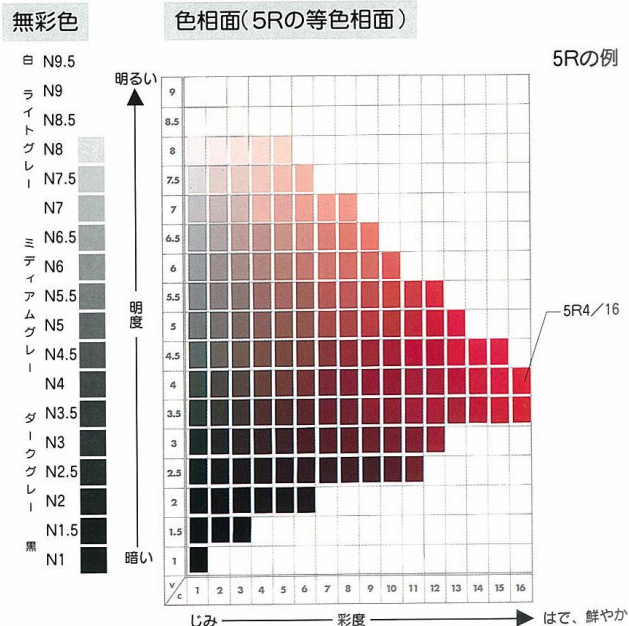
色の明るさを示すものです。白や黒など色を持たないものを無彩色といいます。無彩色の中で最も明るい白を明度の10とし最も暗い黒を明度0とします。

◆彩度

色の鮮やかさを示すものです。彩度は色のない無彩色を0として色の鮮やかさの度合いにより数字を大きく表示します。



マンセル色相環



イ. 景観構成要素を保全・整序していくことによる景観づくり

○景観づくりの種類

景観づくりには、現在ある良好な景観を保全する景観づくり、若しくは景観に悪い影響を与えているものを除いて良好な景観を取り戻す景観づくり、新しい景観を創り出す景観づくりなどがあります。

まず、保全による景観づくりにおいて最も基本的に考慮すべき要素は、景観の主体となる美しい山や川の流れ、主体の背景ともなる山や海などの自然であり、その自然には植物などの「緑」と海や川湖などの「水」が挙げられます。これらの要素の保全やこれらを阻害する要素の排除が景観づくりとなります。

次に、大きな自然の中に位置する地域の伝統や歴史を表現する「建築物・工作物等」の施設単体や、その集合体である街並みや集落が、景観の構成要素として挙げられます。それらの歴史的、伝統的デザインを保全・継承すること、阻害する要素を取り除き、歴史的、伝統的景観を取り戻すことが景観づくりとなります。

さらに、現在の都市空間でよく見られる過剰な夜間照明による“光害”に対して光を抑制すること、照明を適正に配置することは重要な景観づくりです。人工照明を主体とする「光」は重要な景観構成要素となります。また、地域の伝統や歴史に由来する「明かり」により、夜間景観の安らぎ、潤い、賑わい、風情を演出することも景観づくりです。

○景観を構成する要素の説明

景観を構成する要素を以下に説明します。

緑

緑は自然の豊かな地域の景観では、ほとんどの場合に主要な景観構成要素として存在します。緑は景観の背景となることも多いですが、新緑や紅葉の時期には景観の主体となり、地域の特徴を表現する重要な景観構成要素となります。また、施設外構の植栽は施設主体の景観に潤いを与える要素として、また景観的な阻害要因を和らげる重要な役割を果たします。



水

水は、大きな広がりを持つ場合は景観の背景となることありますが、その変化に富む表情から景観の主体と感じられることも多くあります。特に特定の方向に眺望が開けている場合は、眺望の対象として重要な役割を果たします。



建築物、工作物等

建築物、工作物等は自然景観や、周囲の街並みを背景として、景観の主体となることが多く、特に歴史や文化などを強く表現する景観構成要素です。また、単体としてだけでなく、複数で集落や街並みなどとして景観の主体となり、遠景におけるビル群などであれば背景ともなります。

**光、明かり**

夜間の照明は、安全性を確保するために必要な要素であり、遠景では都市でのネオンなどの誘目性の高い照明として、自然の多い場所では生活の暖かみを感じさせる「明かり」として視線を集めます。街並みでは街路灯やショーウィンドウ、看板などの明かりが、一体となって夜間景観の特徴となります。また、主要な施設をライトアップすることによって、夜間における都市の美しさを演出したり、特徴的な光色による演出が歴史的・文化的夜景を演出する場合があります。このように光、明かりは、遠景においてそれ自体が景観の主体となるとともに、中景、近景において他の景観要素を引き立たせる特殊な役割を担っています。

一方で、周辺的环境への十分な配慮のない過剰な照明が、落ち着いた夜間景観を阻害する場合があります。



ウ. 心の中に残っていく景観の構成要素

景観は物理的な要素ばかりで構成されているわけではありません。以下のような文化や歴史、時間の変化なども心の中において、地域の景観を構成する重要な要素です。

○地域の歴史

地域の歴史は、地域の景観を特徴づける重要な要素です。現状は歴史的な景観がなくとも、居住者の記憶の中や、現在の地域を認識する上で、歴史的に重要な場所もあるかもしれません。景観によって地域の個性の演出を図るとき、これらの歴史を把握し、反映していくことは重要です。

○産業構成

地域がどのような産業構成を持っているのかは、そこに住む人々の生活の様子に影響します。工業地であれば、大きな施設が建ち並び景観が地域景観の特徴となるでしょうし、商業地であれば、買い物をする人たちや商業施設の賑わいが特徴になると考えられます。地域の産業構成は景観の個性を創る要素として重要です。

○祭事

お祭りやイベントは、地域の「ハレ」の姿と言えます。いつもは静かな町でもお祭りやイベントの時は、普段は気がつかない人々の個性や文化、歴史の表情が強く現れ、個性的な景観を創り出します。これらの非日常的な要素も地域の個性ある景観形成に活かしていくことが重要です。

○季節の移ろい

季節の移ろいは、自然景観では特に重要で、季節の変化に伴い、景観は大きく変化します。季節の移ろいには、地域の気候と植生が大きく影響します。青森県内では冬季に雪により「雪化粧」された景観が地域の大きな特徴となり、春や夏には水田や牧草地の緑が映える景観や山々に花の咲く景観となります。秋には紅葉が山肌に映える景観も生じます。これらの季節毎に現れる景観も地域景観を構成する要素となります。

2. 青森県の県土の特性を踏まえた景観づくりの方向

青森県は、平成18年4月に青森県景観計画を策定し、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を定めました。

同方針に示す、「良好な景観の形成の基本目標」では、「青森らしさ、地域らしさを生かした景観の形成」、「快適で活力に満ちた景観の形成」、「人にやさしい」景観の形成、の3点を挙げています。

また、「良好な景観の形成の促進に当たっての基本的な考え方」では、「保全、創造、育成の面からの景観の形成」、「県、県民及び事業者の積極的な参加による景観の形成」、「総合的、長期的な景観の形成」を示しています。

○青森県景観計画における「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」

(「青森県景観計画」の抜粋)

1 良好な景観の形成の基本目標

青森県景観形成基本方針に基づき、次に掲げる事項を基本目標とし、良好な景観の形成を図るものとする。

- (1) 青森らしさ、地域らしさを生かした景観の形成
- (2) 快適で活力に満ちた景観の形成
- (3) 「人にやさしい」景観の形成

2 良好な景観の形成の促進に当たっての基本的な考え方

青森県景観形成基本方針に基づき、次に掲げる事項を基本的な考え方として、良好な景観の形成の促進を図るものとする。

- (1) 保全、創造、育成の面からの景観の形成
- (2) 県、県民及び事業者の積極的な参加による景観の形成
- (3) 総合的、長期的な景観の形成

3 大規模行為に係る良好な景観の形成に関する基本的な事項

大規模行為については、次に掲げる事項を考慮し、景観計画区域全域を対象に、積極的に良好な景観の形成を図るものとする。

- (1) 届出に対する勧告、命令等の適正な運用を図ること。
- (2) 大規模行為の計画段階において景観への配慮が行われるよう関係団体等との十分な連携を図りながら、啓発及び事前指導を徹底すること。
- (3) 市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他の良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する場合は、当該施策に配慮すること。

4 公共事業等による良好な景観の形成の推進

公共事業等の実施に当たっては、次の事項を考慮して、良好な景観の形成の先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 公共事業景観形成基準に従い、安全性、機能性の確保を基本としつつ、周辺の景観と調和するとともに、高齢者、障害者等にも配慮した人にやさしい施設づくりを行うこと。
- (2) 市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他の良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する場合は、当該施策に配慮すること。

5 援助及び啓発の実施

良好な景観の形成に関する県民及び事業者の自主的、主体的な活動を促すため、青森県景観形成基本方針に基づき、援助及び啓発の取組を行うよう努めるものとする。

6 良好な景観の形成に関する法令等の活用

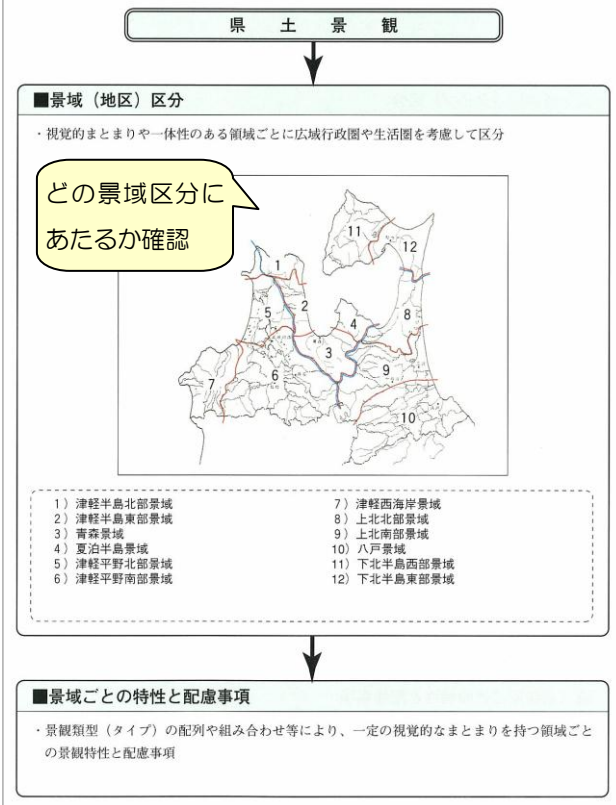
良好な景観の形成に関する施策については、他の法令等との調整を図りながら、適正かつ効果的な運用を行い、総合的に良好な景観の形成を促進するものとする。

また、平成9年3月に「地域別景観特性ガイドプラン」を策定し、県内の地域毎に、景観特性と景観形成上の配慮事項を明らかにしています。

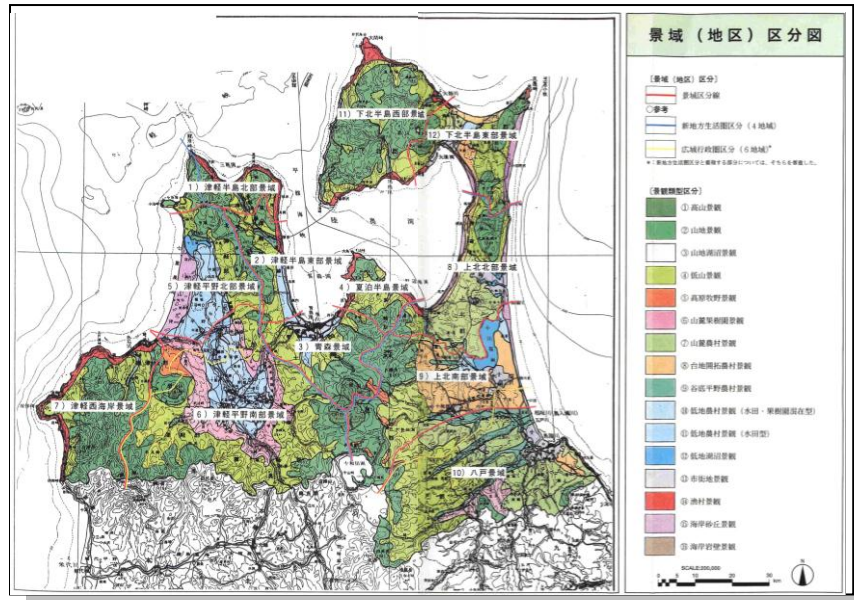
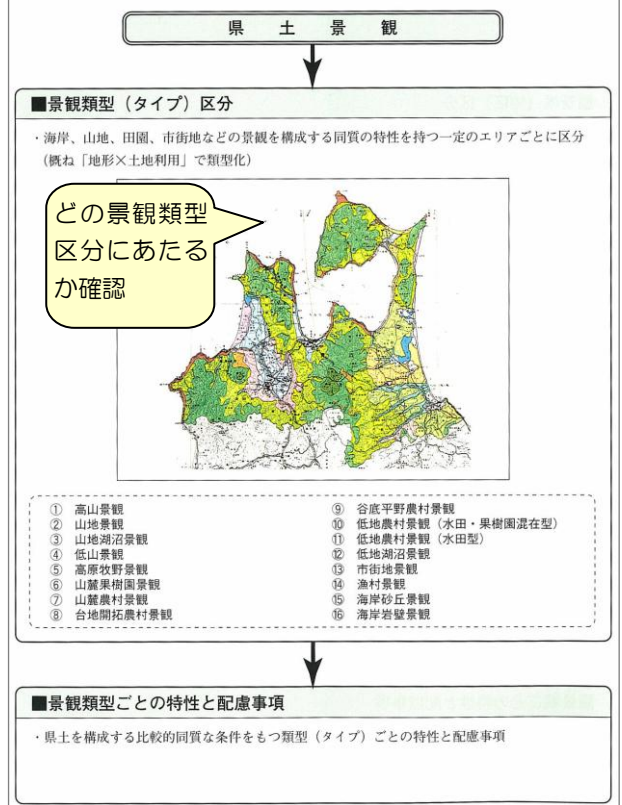
第1章 景観形成の基本的事項

■地域別景観特性ガイドプランの構成

〈I章 景域（地区）ごとの特性と配慮事項〉

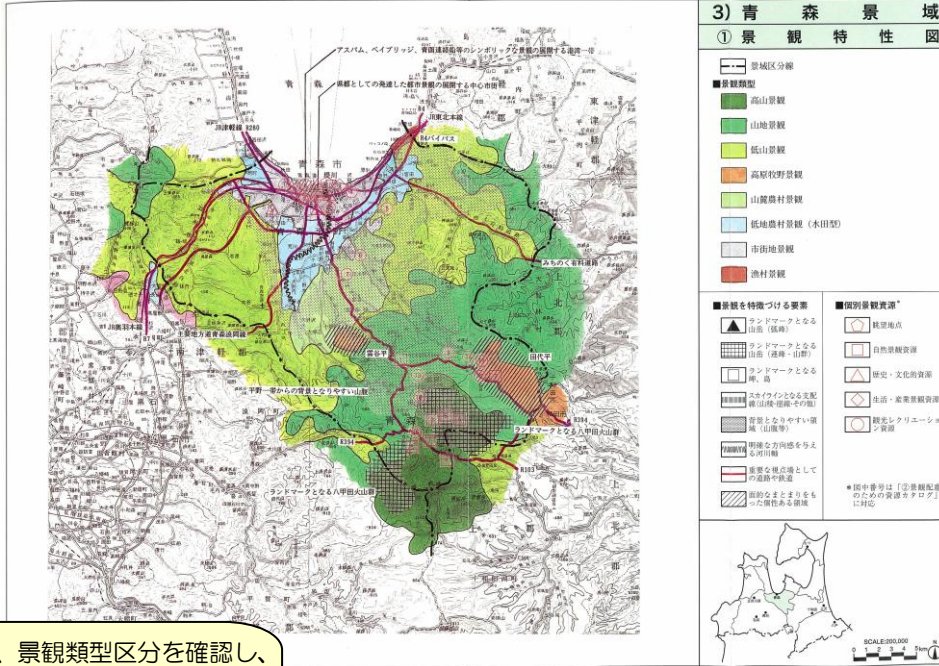


〈II章 景観類型（タイプ）ごとの特性と配慮事項〉



図一景域・景観類型区分図（出典：地域別景観特性図）

■地域別景観特性ガイドプランにおける景域の景観特性と配慮事項（事例：青森景域）



景域、景観類型区分を確認し、
県土レベルからの、景観特性、
景観形成の際の配慮事項を把握します。

3) 青 森 景 域
④ 景 観 特 性 と 配 慮 事 項

■景観概要

三方を雄大な八甲田山を中心とする山並みに囲まれ、北側に青森湾を抱く盆地状の平野に、市街地と田園が広がっている。

■景観特性と景観形成上の配慮事項

景 観 特 性	景 観 形 成 上 の 配 慮 事 項	
I	<ul style="list-style-type: none"> 青森平野の青森湾に沿った一帯には、県都である青森市の市街地が展開し、多くのビルの建ち並ぶ港湾都市の景観が形成されている。（→写真①、③） 特に、港湾地区においては、アスパムやベイブリッジ等のシンボリックな建築物・工作物が建設され、市街地におけるランドマークとなっている。（→写真②） 	<ul style="list-style-type: none"> 青森市街の駅前や主要街路沿いにおいては、県都としての美しく調和のとれた特色のある街並みの形成を図りつつ、建築物のデザイン（高さ、形態、意匠、色彩等）や街路デザイン等に配慮する。特に港湾地区においては、シンボリックな建築物・工作物や公園等と調和するよう十分配慮する。
II	<ul style="list-style-type: none"> 景域北側の一帯には、三方を山々に囲まれた盆地状の青森平野が広がり、水田の展開する水平基調の田園景観が形成されている。（→写真④） また、市街地に隣接した一帯においては、市街地の拡大に伴う都市的施設（住宅、商工団地）等の整備が進行し、旧来からの田園景観に対する異質な要素となっている。（→写真⑤） 平野の三方を囲む東岳、八甲田山地や大釈迦丘陵等の山々は、平野からの緑の背景として、さらにはスカイラインとして遠望される。（→写真⑥） 特に、その中でも、突出した山稜が幾重にも連なる八甲田山系は、平野からのランドマークとして遠望される。 	<ul style="list-style-type: none"> 水田の展開する平野部においては、その水平基調の広がりのある景観を阻害しないよう、建築物・工作物の位置（主要道路からのセットバック）、規模（高さ）、色彩等に配慮する。 また、市街地の拡大に伴う都市的施設の設置に際しては、水田や山林等、一帯の既存土地利用状況と景観的に調和のとれたものとなるよう、修景緑化の実施等にも十分配慮する。 平野を囲む山地、丘陵においては、平野からの背景あるいはスカイラインとしての眺望を阻害しないよう、建築物・工作物の位置（稜線からのセットバック）、規模（高さ）、色彩等や大規模な造成等を伴う行為の位置に配慮する。 また、山地・丘陵方向への眺望地点となりやすい平野一帯の主要道路沿道においては、その眺望を妨げないよう、建築物・工作物の位置（沿道からのセットバック）、規模（高さ）、意匠（広告物等付帯施設の最小化）、色彩等に配慮するとともに、街路樹の植栽等によるビスタの形成等の景観的演出にも配慮する。
III	<ul style="list-style-type: none"> 景域南部一帯に広がる八甲田火山地は、雄大な裾野を伴う火山群をはじめ、高山植生、湿原、溪谷、高原等の優れた自然景観を豊富に内包する。（→写真⑦） 	<ul style="list-style-type: none"> 十和田八幡平国立公園を中心とする多様性に富んだ自然景観を呈する八甲田山一帯においては、その自然性との調和に配慮する。特に主要眺望地点や国道103号線をはじめとする主要眺望ルートからの眺望を阻害しないよう、建築物・工作物の位置、規模（高さ、面積）、形態、色彩等、あるいは、大規模な造成等の位置に十分配慮する。

該当する「景域の景観特性と配慮事項」を確認

3. 青森県における景観行政

(1) 県における景観行政の体系

青森県における景観行政は、基本方針としての「青森県景観形成方針」を基に、景観条例を制定し、大規模行為・公共事業・色彩に関するガイドプランなどに基づき景観施策を推進してきました。

平成16年6月の景観法の施行を受けて、景観計画の策定、景観条例及び屋外広告物条例の改正を行いました。

その他に、国定公園、県立自然公園の自然公園区域では、それぞれの地区区分に従って自然景観の保全に関わる制限があり、森林法に基づく保安林にも、名所旧跡などを構成する樹林地に風致を保全するための保安林が指定され、景観の保全を図っている区域があります。

以上のような景観行政の施策の関係は次のページの体系図のようになっています。

(2) 広域的な景観行政の調整

県の景観行政の重要な役割として、各市町村で作成される景観計画や景観条例などを広域的に整合させる調整役が挙げられます。

市町村の範囲を超えた河川や道路、山や海岸など、広域的に重要な景観要素に対して、景観形成の方向性が市町村毎に異なることがないように、県が調整する必要があります。

また、市町村が景観行政を行う際に、基本的な景観形成の理念や方向性を示すことは、市町村の景観行政に対する先導的な役割も果たすこととなります。

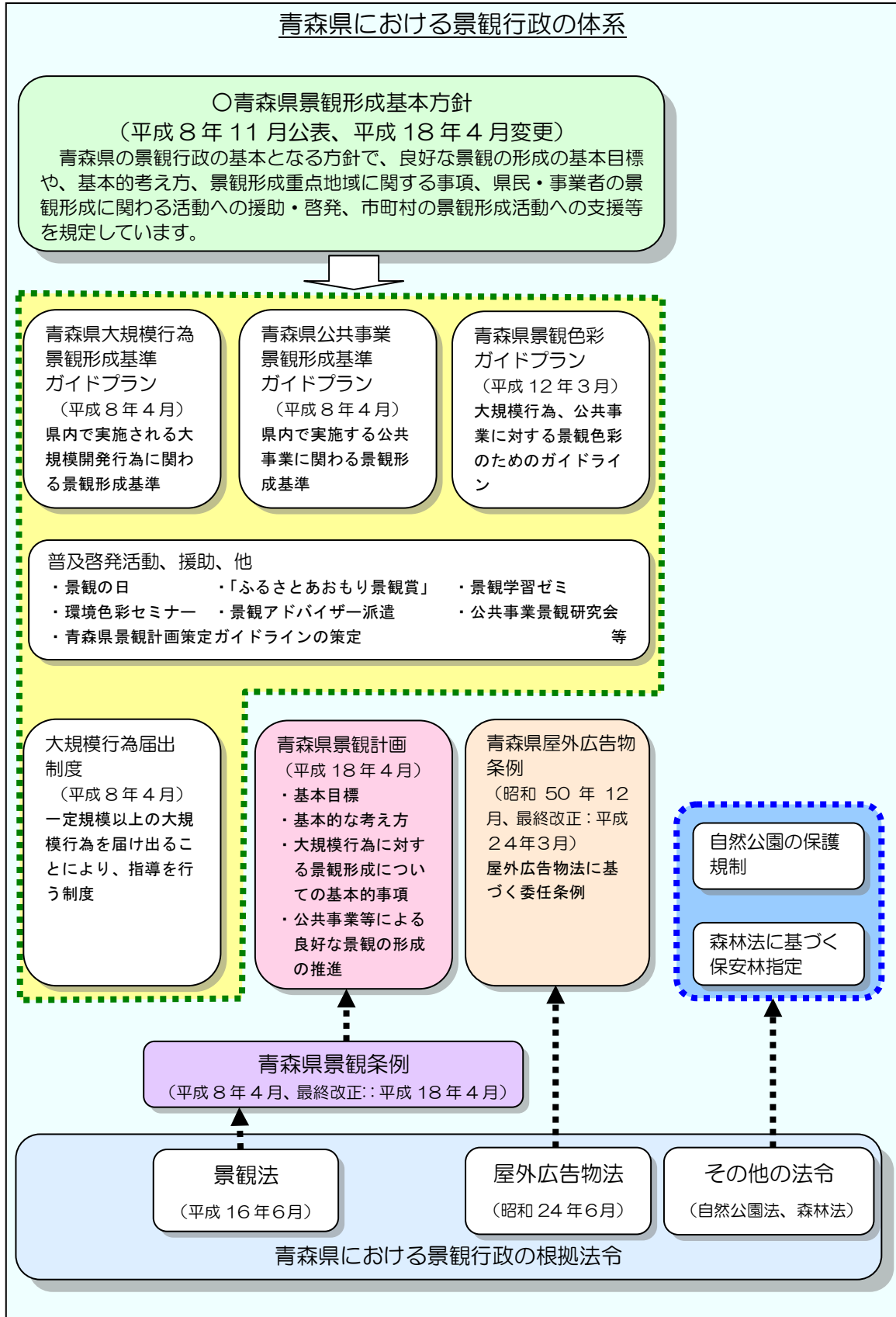


図 青森県における景観行政の体系